

平成25年9月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成25年9月18日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 内藤とし子議員 (1) 市民菜園について
(2) 高齢者福祉行政について
2. 柴田耕一議員 (1) 防災情報について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	杉 浦 幸 七
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画	部 長	加 藤 元 久
人事グループリーダー		野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー		岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー		山 本 時 雄
総 務	部 長	新 美 龍 二

行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	大 岡 英 城
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	神 谷 理
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあり

まず日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 一般質問を行います。

12番、内藤とし子議員。一つ、市民菜園について。一つ、高齢者福祉行政について。以上2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、市民菜園についてです。

30年続いた市民菜園は、皆さんに愛され、評判はよく、たくさんの方がいつも集まっては畑を耕しながらできぐあいを見て、この野菜はこうするとよくなるとか、こうするとたくさんとれるとか、この野菜はこうするとおいしくなるなどと話し合っては耕しておられます。しかし、このたび、地主さんの都合で手放さなければならなくなり、かわりの土地はどこになるのか、幾らぐらいで借りられるのかと、利用者さんの間で不安が募っています。

高浜市は1区画20㎡で、101区画の面積の市民菜園が湯山町にあります。市民の皆さんは、楽しく、かつ真剣に野菜やお花をつくってみえます。畑に詳しく、つくり方などについてよくわかってみえる方、余りつくり方などはわからないけれども、周りの方に聞いてはいろんな野菜をつくってみえる方などさまざまです。

耕作しているある方は、畑は生ごみなどを埋めてしまうので、可燃ごみとして出す分は随分少なくなる。ただし、畑をつくっているので、野菜をつくる際のいろんなひもや消費するものは出る。私は畑をつくっている知り合いがたくさんいるけれども、ほとんどみんな生ごみは埋めると言っているよと言われました。

土地は、市によって、私有地を借りて市民に貸しているところが多いようですが、市の土地を使っているところもあります。市内には個人で借地を借りて耕す方もおられるようですが、一方では、個人で借りるとどこで借りていいのか、借地代を幾らにしたらいいのか、それよりも市が仲介役をとってほしいと言う方もおられます。他市の市民菜園の状況を聞くと、市が持っている土地と市民が持っている土地に市民菜園として使っているところ、市民の持っているところを市民菜園として利用しているところ、また、市民が自分の土地を貸して作物をつくる方法も指導しているところとさまざまです。

そこで、今現在の市民菜園がどのようになっているのか、現状をお聞きします。

次に、市民菜園の代替地を図れについてお伺いします。

現在の湯山町の土地を使えるのはことしの12月までと言われており、それまでに畑のものは切りをつけるようにと言われてしています。その後、どこに市民菜園を持っていくのか、かわりの土地、代替地をいつまでに探してくれるのか、心配になって市役所にどうなっているのか聞きに行った方もあると聞いています。

また、アンケートをとったと聞いていますが、アンケートの結果はどのようになっているのか、お答えください。

介護保険では、居場所を幾つか見つけて、高齢者の居場所をつくるお話も聞いています。市民菜園などはそういう高齢者にぴったりではないでしょうか。畑をつくり、お日様に当たりながら健康管理もする。足が痛かったが、畑をつくり出してから足の痛いのがなくなったとか、畑をつくりながら医者にも行くんだが、回数が減ったとかいう方もおられます。そういえばお医者さんも言ってみえましたが、「畑はいいよ。ほどほどにお日様に当たり、体と相談しながら仕事ができる」まさに一石二鳥も三鳥も役割を果たす事業ではないでしょうか。

そこで、今、市が探している代替地はどうなっているのかお示してください。

次に、介護保険行政について、高齢者福祉について伺います。

厚労省は9月4日、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付を廃止し、市町村に任される新しい地域支援事業に丸投げする方針を明らかにしました。150万人に上る要支援者全体を保険給付の対象外にしてしまう介護保険制度の大改悪です。そのうち約100万人が、介護保険の保険給付として、研修を受けた専門職による生活援助や通所サービスなどを行っています。訪問看護や訪問リハビリなどの医療系サービスも使っています。

同部会の取りまとめを経て来年の通常国会に法案を提出する予定となっていますが、要支援者が受けられる現行の保険給付は、サービスの種類、内容、運営基準、人員基準、利用料が全国一律で決まっています。しかし、新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで、人員、運営基準もなしとなり、サービスはばらばらとなってしまいます。

新しい地域支援事業の担い手については、ボランティア、NPO、民間企業などを活用、退職後の高齢者を生活支援の担い手として想定し、高齢者が中心となった地域の支え合いを構築すると強調するものとなっていますが、サービス提供体制も危うい内容です。

新しい地域支援事業への移行は一定程度時間かけて行うとしています。また、移行の理由について同省は、中長期的に介護保険料の上昇が見込まれることを挙げ、市町村における効率的な事業の実施により、制度全体の効率化を図ると明記しました。要支援者に対して一定水準のサービスを保障する国の責任を投げ捨て、市町村に丸投げすることによりサービスの水準を切り下げて、介護費用を削減する狙いです。

また、特別養護老人ホームへの入所は、中重度の要介護者に限定する方針が盛り込まれました。中重度とは、1人で用を足したり移動したりするのが難しい要介護の人を指します。比較的症狀

が軽い要介護1、2の人は特養に入所できなくなります。特養の入所者47万人のうち、要介護1、2の人は1割ほどと言われていますが、高浜ではどうなっているのでしょうか。

そこで、市内の要支援、要介護者はどのような影響を受けるのかお示してください。

次に、今回の要支援外して高齢者のサービスは自治体が担えるのかについて伺います。

今回の要支援外してNPOやボランティアに任せると言いますが、ボランティアやNPOの方がこれまで支援されてきた方たちのように資格を持っているわけでもなく、質や内容がこれまでサービスを担ってきた方たちのように担えるのでしょうか。保険給付には全国一律の運営・人員基準がありますが、地域支援事業にはありません。研修を受けたホームヘルパーによる生活援助をボランティアによる支援や民間企業による宅配弁当に置きかえ、費用を削減することも可能になります。これでも変わりはないと言うのでしょうか、お答えください。

次に、介護保険料の引き下げについて伺います。

高浜市では現在12段階に区分されていますが、第1、第2の低所得の方たちは基準値の0.5となっており、2,630円です。県下でトップクラスの保険料にも大変市民として困りますが、特にこのような低所得者の方たちは0.5掛けるのでは困るのではないのでしょうか。第1段階の方は直接払う方はいないようですので、特に第2段階の方が問題になると考えます。全国的には、多段階といってもいろいろあると思いますが、多段階のうち多いのはどのような多段階があるのかお示してください。

近隣5市でも、0.4とか、引き下げる工夫をしているところもあると聞いています。現在、高浜では、第12段階は700万円以上の方一律で1.85になっていますので、この12段階をもっと段階をふやして、高所得の方から徴収するようにするべきだと考えます。見解を伺います。

介護保険施設の増を図れについて伺います。

介護保険施設、特養ホームも、安立荘と新しくできた地域密着型がでてきて、高浜市の特養ホームも待機者は少し減ったと思いますが、まだまだ足りないと言えるのではないのでしょうか。待機者は今現在どのくらいみえるのでしょうか。

在宅重視にしていくといっても、在宅ではどうしてもできないから特養ホームに頼んでいるのにです。これまではよかったが、これからはもっと特養ホームに入るのが難しくなるとなったら、ますます入所できる間に入れておこうなどとなるかもしれません。今現在でも待機者が多く入所しにくい施設がもっと入所しにくくなったら、利用者さんが不便になるだけではありませんか。お答えをお願いします。

第6期介護保険制度策定についての質問です。

トップクラスの介護保険料が続いてきた高浜市が第5期を検討するに当たって、今度はトップではないだろうと思いきや、またもやトップクラスの仲間入りをしてしまいました。第5期も半ばまで来ましたので、次は第6期の介護保険制度の策定に当たるとは思いますが、どのような点に

注意して策定をしようとしているのかお聞きします。

第5期の介護保険料額は月額5,260円です。年間6万円は、国民年金の最高受給額の1カ月分です。100歳の方の年金が1カ月4万5,440円、83歳の方は4万4,100円、どちらも介護保険料が年間5万3,652円、1カ月分以上の年金です。まだほかに後期高齢者医療保険を払います。もちろん50歳の人も60歳の人も同じことが言えるわけですが、50歳、60歳の人は働くことができると言えますが、12カ月分、1年、この1年間の年金でも実際使えるのは10カ月分とあと少しということになるわけで、介護保険を使うといっても安心して使うこともかないません。こういう方は市内にほかにもみえると思います。これ以上介護保険料の市民負担をふやさない措置を講じることを求めます。

2000年4月に始まった介護保険事業は、3年を1期間とし、その間にどのような介護サービスをどれだけの方が利用するか、それに必要な費用はどれだけかを推計し、介護保険料を決めています。実際に事業を運営した結果、利用者が少なかったり、サービスの利用料が少なかったりして会計に余裕が出た場合には、4年間は推計値と実績値がほぼ一致しており、認定者数の見込みの違いは多くありません。また、市民が利用する介護サービスの量の見込み額と決算額を比較してみると、見込み額を下回る利用にとどまっています。

しかし、介護準備基金は介護保険が始まってから全額は1回も取り崩してはいません。第5期を検討したときには、国からも崩して介護保険料の引き下げに組み込んでよいとの通知もあったのに、それも十分しないまま来ました。基金を崩して引き下げに使うべきだと考えます。第6期の計画策定に生かしていくべきだと考え、見解を伺います。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） おはようございます。

それでは、順番が逆になりますが、内藤とし子議員の2問目、高齢者福祉行政について、（1）介護保険の見直しで市内の要支援、要介護者はどのような影響を受けるのか、（2）今回の要支援外して、高齢者のサービスは自治体が担えるのか、（3）介護保険料の引き下げを図れ、（4）介護保険施設の増を図れ、（5）第6期介護保険制度について、以上5問についてお答えをさせていただきます。

それでは、（1）介護保険の見直しで市内の要支援、要介護者はどのような影響を受けるのか、（2）今回の要支援外して、高齢者のサービスは自治体が担えるのかについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

高齢化の進展や社会経済情勢が大きく変化する中で、国は、介護保険制度を含む社会保障の充実と安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものとして、平成24年

2月17日に社会保障・税一体改革大綱を策定し、閣議決定をいたしました。その内容は、税制の抜本改革を行い、その増収分を財源に社会保障の充実と安定を図るというものです。

これに関連し、平成24年8月22日に社会保障制度改革推進法が公布、そして施行され、今後の社会保障制度改革のために必要な法制上の措置は社会保障制度改革国民会議における審議の結果を踏まえて進めていくこととされました。

国民会議での検討結果は、平成24年11月20日開催の第1回から20回に及ぶ会議を経て報告書として取りまとめられ、平成25年8月6日に報告書が提出されました。

会議は、4つの項目について審議されており、項目の一つである介護保険制度に基づく介護の改革の中で、要支援者についての議論が行われております。

平成25年2月28日に開催された第5回の会議では、委員より「要支援者に対するサービス提供の実態は、訪問介護については生活援助サービスが大半を占め、中でも掃除がその半分以上を占めている」「要支援の認定を受けても、家族や本人で何とかやっていけることを理由に介護サービスを利用しない者も相当割合、存在している」「介護については、利用者負担割合の見直しや、軽度者に対する介護サービスの保険給付の対象から除外する」などの意見が出されました。

また、6月10日に開催された第14回の会議では、「軽度の高齢者は、見守りや配食などの生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべきである。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティアやNPOなどを活用し、柔軟に効率的に実施すべきである」とまとめられました。

続く7月29日の第18回の会議では、委員より「要支援者を介護保険の給付対象から外すとの意見があるものの、代替策なしの切り捨ては、制度創設時の理念や被保険者との契約の問題、現場への影響などのさまざまな面で疑義がある。受け皿として創設された介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村はなぜ極めて少ないのか、その検証にまず取り組み、実施自治体数をふやし、最終的な地域包括ケア体制の構築へ向け、一定の年数をかけて軽度者への対応を図る配慮が必要である」と、要支援者を介護保険の給付対象から外すことに対して慎重な意見が提出されました。

これらの議論を経て取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書の中では、医療・介護サービスの供給体制改革として、「介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべきである。地域支援事業については、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業として再構築するとともに、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきである」と記述されております。

この国民会議の報告書を受け、社会保障改革のスケジュールをまとめたプログラム法案が平成

25年8月21日に閣議決定され、介護保険制度の要支援者対策は「地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への見直し」とされております。

厚生労働省は、早速、9月4日に開催された社会保障審議会介護保険部会に要支援者対策を介護保険給付から市町村事業の地域支援事業へ移す案を示し、移行案では受け入れ体制が整った市町村から順次移行し、平成27年度から29年度の3年間で完全移行するものとなっておりますが、現段階では具体的な内容は全く示されておられません。

地域支援事業への移行が進み、要支援者のサービスは市町村事業へと段階的に移行していく、あるいは市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みなどを活用しながら実施していくということになれば、市町村間のサービス格差が生じ、どの県やどの市町村に住み、高齢期を迎えるのかということが老後の生活の質につながることも想定されます。

議員御質問のように、サービスの低下や切り捨てにつながらないように、高浜市では2年前から生涯現役のまちづくりを進め、地域のつながりの中で介護予防も含めた高齢者の生きがいつくりや居場所づくりに取り組んでおります。まさに、国が言う「市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるような受け皿づくり」に先駆的に取り組んでまいりました。

さらに、これからは配食サービスなどの見守りサービスや軽度生活援助サービス、そして社会福祉協議会が実施しているふれあいサービス、シルバー人材センターが行っている家事援助サービスなどこれまでのサービスに加え、新たな課題である認知症予防対策についても進めてまいります。

次に、（3）介護保険料の引き下げを図れについてお答えいたします。

議員御案内のとおり、第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法第129条第3項の規定により、3年ごとの介護保険事業計画期間に定める「保険給付等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等の費用の総額に対して、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つものでなければならない」とされおり、介護保険料は原則3年間は同一額となります。

しかし、給付費額が当初の見込みを大きく上回るなど、財政運営上支障が見込まれる場合には、事業計画を変更し、給付費の見込み額を適切に見直し、保険料を変更することは可能となっております。あくまでもこれは例外的な対応であり、保険料の所得段階の変更も同様です。

次に、県内には51の保険者がありますが、第2段階の保険料率が国基準の0.5を下回っている保険者は、約3割の16保険者となっております。

現行の所得段階が第2段階の方の料率は、平成18年度からの第3期事業計画期間から新たに設け、従前は0.75の料率を0.5として、低所得の方々の負担軽減を図っております。この第2段階の方は、改正前の第3期保険料3,222円と現行の第5期保険料2,630円とを比較した場合において

も、22.5%の軽減が図られております。また、平成15年度からの第2期保険料2,541円と比較しても、第5期保険料2,630円はほぼ同額となっております。

また、第5期保険料の段階設定の際には、これまで9段階制であったものを低所得の方の負担軽減と所得の捕捉性を高めるために12段階制とさせていただいております。このことにより、第1段階を除く、住民税世帯課税・本人非課税で年金などの収入など80万円以下の第5段階までの83%の方の保険料率が引き下げとなっております。

これらのことから、現時点での保険料率の変更は考えておりません。

次に、（4）介護保険施設の増を図れについてお答えいたします。

高浜市では、介護保険制度の導入当初から、住みなれた地域でいつまでも安心して生活し続けられよう、在宅重視を掲げ、介護保険基盤の整備を行ってまいりました。

また、要介護状態となった場合も、御自宅の環境と近い状態で介護を受けられるよう、在宅系サービスに位置づけられる特定施設入所者生活介護サービス適用のアサヒサンクリーン高浜ケアハウスをPFI方式で整備し、平成16年に開所しました。また、ケアハウス高浜安立においても、同様のサービスが平成22年4月より提供されています。

こうした中、高齢化の進展や家族形態の変化により、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、在宅重視を推進しつつ、あわせて介護基盤整備の充実を図ってまいりました。

第5期介護保険事業計画の策定に当たり、在宅生活に近い家庭的な雰囲気と、高浜市民だけが利用できる地域密着型小規模特別養護ホームの建設の検討を行い、論地がるてんが平成25年4月に開所したのは御案内のとおりです。

今後の介護施設を含めた介護基盤整備については、団塊の世代が75歳を迎える地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら、地域包括ケア体制を検討する中で、必要に応じて検討してまいります。

最後に、（5）第6期介護保険制度についてお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議の報告書では、国に対し、平成27年度からの第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけ、各種の取り組みを進めていくべきであるとしています。それには、2025年度までの中長期的な目標の設定を市町村に求める必要があるほか、計画策定のために地域の特徴や課題が客観的に把握できるようにデータを整理していく仕組みを整える必要があること、また、都道府県が策定する地域医療ビジョンや医療計画は市町村が策定する地域包括ケア計画を踏まえた内容にするなど、医療提供体制の改革と介護サービスの提供体制の改革が一体的に整合的に進むようにすべきであることなどが記載されております。

さらに、「地域包括ケアシステムの確立は医療・介護サービスの一体改革によって実現するという認識が基本となる。こうした観点に立てば、将来的には介護保険事業計画と医療計画とが、市町村と都道府県が共同して策定する一体的な地域医療・包括ケア計画とも言い得るほどに連携

の密度を高めていくべきである」ともしています。

こうした内容を受け、国は検討を進めており、その内容は、現段階においては、「第6期計画以後の計画は、2025年に向け、地域包括ケア計画として地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくべきではないか。2025年までの中長期的なサービス、給付、保険料の水準も推計して記載することとしており、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取り組みについて、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか」という検討状況となっており、具体的な事項は決定されておりません。今後に向けて、年内に7回、介護保障審議会介護保険部会が開催され、取りまとめが行われる予定となっております。

国からは策定のスケジュールはイメージとしか明示されていないものの、第6期介護保険計画は、地域ごとの医療、介護予防、生活支援、住まいの継続的で包括的なネットワーク、すなわち地域包括ケアシステムの構築が推進され、地域包括ケア計画が作り出す新しい地域社会づくりが始まることaugうかがえます。

大きく改正が予想される第6期の計画策定に向けて、国や県からの情報収集、そして給付分析等の実施などから準備を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、内藤とし子議員の1問目、市民菜園について、（1）市民菜園の現状についてと（2）市民菜園の代替地については、関連がございますので一括してお答えをいたします。

本市の市民菜園につきましては、昭和58年4月に、農地の有効な活用を図り、市民の余暇利用を啓発し、農作物の栽培に親しんでいただき、日常生活にゆとりと潤いを備えていただくことを目的として開設され、多くの市民の皆様にご利用していただいております。土地の所在は湯山町八丁目3番1ほか3筆で、総地積2,636㎡の用地を個人の方より借り受け、高浜市市民菜園として運営をいたしております。区画につきましては1区画20㎡で、総区画数は101区画、年間使用料は1区画当たり4,800円で、料金、区画設定については開設当時より変更はありません。

次に、管理運営であります。開設から平成7年度まではあいち中央農業協同組合、合併前の高浜市農業協同組合に委託をし、平成8年度からは公益社団法人高浜市シルバー人材センターに委託をしております。現在、委託の内容は、使用者の募集に関する事、施設の使用許可、使用区画の決定、使用者数及び使用区画、使用状況の把握といった使用許可及び制限に関する業務から、施設や敷地内の清掃及び除草作業、施設内巡回業務、施設・設備・備品等保守・修繕といった維持管理業務、その他、市との連絡調整業務といったものが主な委託の内容であります。

利用の状況につきましては、開設時から平成15年ぐらいまでは101区画全てが利用され、埋まっております。新たな利用希望者はあき待ちの状態でありました。その後、利用が減ってきており、その理由は、利用者の高齢化が進んできたものと思われまます。

現在利用をいただいている方々のほとんどが近隣にお住いの方であり、これを具体的に申し上げますと、この市民菜園を中心といたしまして、半径100mの円の区域内に15名、約11%、半径200mの円の区域内に35名、約35%の方が含まれている状況で、まさに高齢者の足でも気軽に訪れることのできる菜園であります。

昭和58年に開設されてから30有余年もの間、市民の方々に愛されてきましたが、昨年、土地所有者の方がお亡くなりになり、相続人の方に、今後も市民菜園として利用をさせていただけないかと申し出をさせていただきましたが、どうしてもやむを得ない事情からこの土地を手放すことに決めたので、早急にこの土地を返してほしい旨のお話がありました。市といたしましても、現在の利用者の状況を考慮して、何とか引き続き数年間でも借地契約をさせていただけないかお願いいたしました。御本人の事情から今年度限りの契約をお願いし、締結をさせていただいているのがこれまでの主な経過であります。

土地所有者の方からの御都合で利用ができなくなり、こうした状況により、利用者の方々には御迷惑をおかけすることから、市民菜園をどのように思っておられるのか、8月に、利用者の方に対して市民菜園の今後のあり方についてアンケート調査を実施しました。

集計結果では、81人中27人の方から回答をいただき、菜園を利用する場合の条件として、菜園までの距離、1区画当たりの面積、利用料金、設備等はどれぐらいが妥当であるかお聞きしたところ、現状とほぼ同程度であることを望まれる方が半数以上でありました。

また、個別の意見として、「市民菜園の役割はお年寄りの健康で元気で長生きの人助けとなるいい居場所、安らぎの場所となっており、市民菜園をやめてしまうのではないか心配である」「もし市民菜園がなくなったとき、個人ではなかなか土地を見つけにくい。また、幾らで貸していただけるかの交渉もしづらい」「子供に無農薬の野菜を食べさせたいので、市民菜園をお願いします」「移転場所が決定次第、早く連絡してください」「市民のための菜園は土地を持っていない人にとって大切な憩いの場所でもあり、生活にも直結するものだから、行政は無理をしてください」「少々距離が遠くても可」「高齢になったため、休止することは賛成です。長い間ありがとうございました」「約20年続けてきたので、これからも続けられるよう、次の菜園を早く見つけていただきたい」「健康のためにも代替地を利用したい」「今使用している畑にはアスパラガスなどを植えているので、移動するところがないと枯らして捨てるしかないので、できるだけ畑を借りられるようにお願いします」「土をいじるのが大好きです。ぜひ市民が楽しめる市民菜園をつくってください」「現在地の変更は好まない」といった意見もございました。

平成25年度をもってこの土地を利用できなくなってしまう利用者の方々の思いは本当にひとし

おと推察いたします。最初は土づくりから始め、いろいろな野菜をつくり、失敗もあり、できた野菜に愛着が湧いてくることもわかります。畑についてよく知ってみえる方、余り畑について知らない方などありますが、周りの方々より野菜のつくり方を指導していただき、つくった野菜を交換するなど、市民菜園で野菜づくりの知識を得ることができたとの声を聞いております。

現在、このアンケート調査の回答結果を踏まえ、今後の方向性を検討いたしている中で、神明町、小池町、清水町の農地の所有者の方から、菜園として貸していただけたような農地の情報の提供をいただいております。しかしながら、農地の条件もさまざま、水の確保、周辺の土地利用の状況、借地料など、いろいろな問題点もあることも事実です。また、本市に限らず、全国的な傾向として、農地を所有している方の年齢は比較的高年齢の方が多く、仮に今回のように菜園として農地を貸していただけたとしても、いずれ相続が発生をし、結果として土地をお返しせざるを得なくなってしまう可能性もあります。そうなりますと、利用者の方々にも今回と同様な御迷惑をおかけすることにもなりますので、そういった点も踏まえ、引き続き調査検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問を行います。

早速ですが、市民菜園について、今、皆さんからのアンケートの御返事が、本当に身につまされるようなお話もあったわけですが、現在、神明町や小池町や、まだほかにありましたか、代替地としてないかということを探しているというお話がありました。まだ代替地として決めているわけではないというお話ですが、1カ所でなくてもいいわけですので、それと、今現在借りてみえる方たちもほかの地域、その市民菜園以外で借りることができたので、市民菜園をやめるということになったから、ほかのところで借りたというような方も、お話を聞きますとあります。ですから、市内には、やっぱり畑を耕せなくなったので手伝ってほしいというようなお話があつて、違うところで畑を借りることになったというような方もたくさんみえると思うんです。ですから、今利用している方たちだけの問題ではなく、周りの方、全てにこれ関係してくると思うんですが、ぜひそういう新しい代替地をつくってほしいといいますか、決めていただきたいと思います。

神明町と小池町、今、どのあたりが代替地の候補に挙がっているのか、何丁目ぐらいまでわかりましたらお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 今現在、農地の所有者の方とお話をさせていただいております土地につきましては、神明町の二丁目、それから小池町の六丁目、それから清水町につきましては、申しわけありません、丁目に関してはちょっとお話がさせていただけないんですが、昔の字で言いますと大清水のあたりというところをお願いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 神明町の二丁目、小池町の六丁目、大清水のあたりということですが、小池町の六丁目というのは、ちょっと漏れ聞こえてくるところによりますと、違う場所も候補に挙がっているようなこともお聞きしますが、六丁目だけなのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 現在お話をさせていただいている小池町につきましては、六丁目のみでございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私のうちの北べた、東べたというか北べたというか、にも先日お話をさせていただいたんですけれども、そこのおうちのことでしょうか。まず、お願いします。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） 多分違う場所であるかと思います。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。そうすると小池町は2カ所あるということがわかったわけですが、ぜひその地域で進めていただきたいと思います。

それから、高齢者福祉行政についてですが、介護保険の見直しでどのような影響を受けるのかという件ですが、国民会議では準備が整ったところから移していくというようなお話でしたが、国がまだはっきり具体的に決めていないというお話がありましたが、高浜市は、そうすると積極的に要支援の方たちを市の地域包括支援センターなどで見ていくというふうに考えてみえるのかどうか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 要支援の方々を3年間、平成27年から29年度にかけまして3年間で地域支援事業のほうへ移行していくという方向は、先ほど部長のほうの答弁で申し上げたとおりでございます。それで、要支援というふうであっても、何らかのサービスが必要であって生活なさってみえるというのが実態でございますので、地域包括ケアシステムの構築等に合わせまして、その方々の生活が継続できるように積極的に支援してまいる考えでございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、要支援者外しをやっていくということなんですが、それも高齢者の生活や尊厳を壊すものと見ていますので私ども反対していますが、それをするとしても、高齢者のサービスは本当に自治体が担えるのかという先ほどの質問ですが、NPOや民間団体でやっていくというお話ですが、そういうのが本当に今現在、資格を持っているいろいろ面倒見てみえる方たちのサービスをやっていけるのかどうか、そこをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 当然ながら、NPOだとかそういった民間団体等の御協力も賜る部

分でございますが、現行、介護保険事業所をなさってみえるデイサービスだとかホームヘルプサービス、そういったところも何らかの形でサービスの一環として考えていかざるを得ないのかなというふうでも考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、国民の皆さんはなかなか、どういうことが起きてきているのかというのが十分わかっていない中でこういうお話が出てきていますので、今からこれが始まっていくと大変なことになっていくのではないかと思うんですが、先ほども出ましたが、ボランティアではサービスは担えないとか、地域支援事業に事業者が手を挙げなければ自治体の負担になるとか、予防給付の廃止は乱暴ではないかといったような反対や慎重意見といいますか、次々出ていたと聞いていますが、その点での対応はどのようにされていくんでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 私ども福祉部というか地域包括支援センターでは、直接市民の方々、特に要支援だとか軽度の方々の援助をさせていただいております。そうした部分で、そういった方々の生活実態を見据えながら、今とかわるサービス、本人さんが生活に支障のないサービスをこの3年間というか、実質には4年間になってまいろうかと思いますが、その間で早急に構築して、要支援の方々、軽度認定の方々が生活に困らないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、サービスの種類や内容も市町村任せとなるわけですが、これまでは12種類ぐらいですか、保険給付が法律で定められ、その中にサービスの内容、訪問介護や看護、リハビリ、通所介護や福祉用具の貸与など書かれているんですが、地域支援事業では市町村の判断でサービスの種類を減らすことが可能となっています。こんなことが実際にやられるとなると大変なことになると思うんですが、その点ではいかがでしょう。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほども申し上げましたように、私どもはその方の生活実態を見据えながら、個人個人でどういったサービスが必要なのかということで現行介護サービスを使わせていただいております。そうした部分で、個々の個人個人の方々が必要なサービスを今後とも継続して使っていただけるように、代替サービスでございますが、使っていただけるようにしていくわけでございますので、介護保険から地域支援事業へ移行されるという状況ではございますが、本人さんのサービスの質の低下がないようにやっていきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうすると、利用料というのが、これまでは介護費用の1割が出て、9割が介護保険財政から出ていたんですが、今後、市町村任せになるということなんですが、地域

支援事業では利用料は市町村が決めると。利用者負担の割合を引き上げれば介護保険財政から出る財源は減りますから、そういうふうになるんじゃないか。現在でも独自のルールをつくってサービス利用を制限している市町村が少なくないわけですが、国の負担割合が低く抑えられ、自治体の負担や保険料が急激に上昇しているため、費用の抑制に駆り立てられているということがありますから、この市町村任せになるということで利用者負担の割合が引き上げられるんじゃないかという心配があるんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 市町村任せということでございますが、これは市町村が独自性を持って、その市町村にあるいろんなサービスを構築して、要支援の方々、軽度認定の方々に提供させていただき部分でございますので、あくまでも市町村がその市町のあるいろんなサービスを活用させていただきという部分でございます。それで、利用料でございますが、まだ明快に何割とかそういったことは出てきてはおりませんが、少なくとも現行の1割サービスを基準として考えていくのかというふうで考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

介護保険料の引き下げの問題でちょっとお聞きしますが、これまでは高浜は12段階となっているんですが、これまででも12段階や15段階とか、もっと段階の多いところも幾つかあると思うんですが、それのお答えがなかったのも、もしわかったらそれもお示してください。

高浜は1.85ですが、この12段階の2.0とか、2.2倍とか、2.5倍とかしているところもあるんですね。9段階でも第1段階が0.35、第2段階が0.45、いろいろあるわけですが、また、10段階でも第1段階が0.4とか、第2段階が0.54とかありますが、このような配慮をして低所得者の皆さんに負担を少しでも減らしていくというような考えはないのかどうか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） まず、第1番目の御質問の第5期介護保険事業計画で12段階以上のところが、14段階のところは1市ございます。それで、今回、高浜市の700万円以上の団体がございまして、その半分以上のところが高浜市の引き上げ率を上回っておる状況でございます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第1段階や第2段階については、高浜は今0.5になっているわけですが、こういう点での引き下げをしていくという考えはないんでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第1段階につきましては、先ほど内藤議員の御質問の中でもございましたが、生活保護受給の方と老齢福祉年金受給の方で、現実、老齢福祉年金受給の方は現行お

みえになりませんので、第1段階の部分については現行の0.5という段階かと思います。それで、第2段階におきましても、従前の0.75から0.5に引き下げさせていただいたことによりまして、現行の第5期の介護保険料と改正前の第2期保険料とほぼ同額になっておるといふ状況でございますので、現段階で計画期間途中で変更する考えは持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 現在の計画段階ではそういう考えはないというお話でしたが、それでは、第6期の介護保険制度の策定の中ではそういう考えがあるかないか、できるだけそのようにしていくという立場か、それはわかりませんが、そういう多段階制にして、700万円をもっと高い段階の高い収入の方も含めて、低所得者の方たちをもっと下げていくという考えがあるのかないのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 第6期計画の段階で検討させていただく部分でございますが、今、現役並み所得の方々におきまして、介護保険料の1割負担を引き上げるという部分もございます。そうなりますと、介護保険料も料率が上がってしまいまして、また1割負担の部分も2割、3割になってしまうという部分がございますので、そういったあたりにおきましては介護保険審議会でも慎重に審議をいただく部分かと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 介護保険が利用料を引き上げるという第6期の、要支援1、2と認定された高齢者を介護保険から外すという今回の大変大改悪もあるわけですが、一定以上の所得、320万円以上の収入がある高齢者は、住民税非課税者は2割にするというような発言もあるようですので、こういうことは、年金生活で320万円以上というとなんか高額な方とは思えませんから、ぜひこういうのに反対していきたいと思いますが、市民の代表として防波堤となるべき自治体として、そういうのに反対していくお考えはありませんでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） まだこれ決定とかされたわけではございませんので、そういった動向を見据えながら、必要であれば市長会等で話をしていく内容かと思いますが、これはあくまでもまだ案でございますので、これからいろいろ国会等で御審議賜る部分かと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ほかに、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定するとか、重度化予防に効果のないデイサービスは認めないとか、居住用資産や預金のある施設入居者の部屋代、食事代は、低所得であっても軽減しないとか、低所得と認定する場合は、遺族年金等の非課税年金や世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直すことが盛り込まれたと聞いてい

ます。こんな重大な改悪が含まれていますが、国民にはほとんどまだまだ知らされていません。ぜひたくさんの人に知らせて反対をしていきたいと思いますが、ぜひ、防波堤となるべき自治体としても反対をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほどもちょっと申し上げましたが、まだこれは本当に、県等に聞いても具体的な内容については出てきていない、県の方におきましても新聞報道、マスコミ報道だけという情報ですので、具体的なことが、先ほど部長の答弁の中で出ましたが、今年中に6回のこういった審議会が開かれるという内容でございます。その内容を見据えながら考えていくのかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、先ほどの市民菜園の件ですが、六丁目の関係者といえますか、方の場合ですが、市街化調整区域で今現在、農地か何かになっているようですので、ぜひまた話をしっかりしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時14分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、柴田耕一議員。一つ、防災情報について。以上1問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） おはようございます。

今回の一般質問で最後となりましたので、ひとつよろしく願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります防災情報について質問をさせていただきます。

天災は忘れたころにやってくるという言葉がありますが、一瞬にして愛する者の命を奪い、長年の間に築いてきた財産を壊滅状態に陥れます。誰もが健康で毎日を楽しみ過ごすことを願っておりますけれども、地球温暖化の影響などにより、近年、人的被害を伴う突発的な災害が多く発生しています。地震や大規模自然災害など、多くの災害は予告なしに突然やってきます。

いつ発生してもおかしくない東海・東南海・南海地震が心配されています。市には、高浜市地域防災計画、水防計画、国民保護計画など、また、ホームページには地震防災マップ、標高サイ

ンの設置箇所図、水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなど、災害予防と災害応急対策及び災害復旧計画など事細かく決められた計画があります。しかしながら、どんな立派な計画があっても、基本は、自分の身は自分で守る自助ということです。

災害時の対応は、一人一人の冷静な判断と適切な行動が求められますが、実際には、情報が混在し、人々がパニック状態に陥ることも考えられます。そのためには、災害への平素の備えは当然のこと、発生直前の正確かつ迅速な指示情報と発生直後の適切な情報提供が、被害を最小限に抑え、二次災害の発生を防ぐには大変重要になると思われま

ことし4月、高浜市においても、市民の安心・安全確保のため、地震や台風、水害などの自然災害から市民の生命、財産を守るために、同時に迅速に幅広く情報を伝達する防災行政無線が整備され、運用されました。

防災行政無線は、緊急時を含め、いつでも安定した放送ができることも不可欠です。ほかの自治体では、放送器具等にふぐあいがないかということを確認するため、ほぼ毎日放送しているという自治体もあると聞いております。そこでお聞きします。

(1) 防災行政無線の運営について。

(2) 防災行政無線の多目的活用について。

(3) 特別警報について。これは、ことし8月30日から運用され、今回の台風18号で、京都、滋賀、福井と特別警報としては初めて大雨特別警報が発令され、その後、避難指示等が出されましたが、防災行政無線においても情報伝達されるのか。

以上3点についてお伺いいたします。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

〔都市政策部長 深谷直弘 登壇〕

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、柴田耕一議員の御質問、防災情報について、(1) 防災行政無線の運営について、(2) 防災行政無線の多目的活用について、(3) 特別警報について、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、(1) 防災行政無線の運営についてお答えします。

本市の防災行政無線は、平成24年度までは移動系のアナログ無線のみの運営でありましたが、平成23年3月11日に発生をしました東北地方太平洋沖地震、東日本大震災では、マグニチュード9.0の巨大な地震の影響により大きな津波が発生し、最大で海岸から6kmの内陸部まで浸水しました。岩手県三陸南部、宮城県、福島県浜通り北部では津波の高さが8mから9mに達し、1896年の明治三陸地震の津波を上回り、岩手県大船渡市では最大遡上高40.1mを記録するなど、震源域に近い東北地方の太平洋岸では高い津波が甚大な被害をもたらしました。

本市におきましても、沿岸部に面していることから、東日本大震災の後に、市民の生命や安全

を守るために必要な緊急情報を迅速に伝達できる同報系防災行政無線の整備について調査を開始し、県内の各自治体の整備状況やメリット・デメリット及び導入するに当たっての問題点について情報収集を行いました。

また、整備のみならず、運用についても、各市の運用を参考にしながら、さらに民間のノウハウを活用するため、平成23年度に同報系防災行政無線の基本設計に関するプレゼンテーションを実施しました。

提案されたプレゼンテーションでは、イニシャルコスト及びランニングコストを含めた費用対効果、屋外拡声子局の増設や機能の追加、防災ラジオなど他の通信手段への拡張性なども検討しました。その結果、専用波を利用するよりも、MCA無線（マルチチャンネルアクセスシステム）を利用したほうが費用対効果が高く、本市においては拡張性にもすぐれているため、MCA方式による同報系防災行政無線を整備することになりました。

昨年度の予算におきまして同報系防災行政無線を整備いたしました。市役所に親局を設置し、津波や高潮対策としての沿岸部及び水害ハザードエリアを重点に、市内25カ所に屋外拡声子局を設置し、本年4月1日より本格運用を開始しており、同報系防災行政無線の設備を利用して緊急情報などを放送するものであります。これにより、防災やJ-ALERTを含む安全・安心にかかわる情報などをお知らせすることができるようになりました。

続いて、全国瞬時警報システム（J-ALERT）についてお答えをいたします。

J-ALERTは、津波を初めとする大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民保護のために必要な情報を衛星回線と地上回線の2系統の回線を利用して、総務省消防庁を通じて全国の自治体へ瞬時に送信するシステムであります。

運用に関しましては、国民保護法に基づく国民保護体制を運用面から支えるものとされております。特に、弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃（ゲリラコマンド）が発生した場合は、事態は一刻を争うことから、国民保護サイレンを吹鳴させるなどして住民に対して警報を速やかに伝達し、できる限り多くの住民や外出中の者を屋内退避や避難に導くことが定められております。平成16年度から総務省消防庁が開発及び整備を進め、高知県芸西村での実証実験を経て、平成19年2月9日から10都道府県、4市町で運用が開始されました。

J-ALERTの特色としましては、国から住民に対し瞬時に情報伝達できる瞬時性、地方公共団体の手を介さず、自動的に防災行政無線等を起動することができる自動性、国が有する武力攻撃情報や津波警報等の緊急情報を国から直接住民に伝達できる直接性、運用に関して衛星回線とバックアップとして地上回線の2系統の体制で耐災害性を有しており、災害に強いシステムとなっております。

伝達をされる情報としましては、気象庁が作成する気象関連情報と、内閣官房が作成する有事関連情報に大別されます。気象関連情報の主なものとしてしましては、緊急地震速報、東海地震

に関する調査情報、東海地震注意情報、震度速報及び震度・震源に関する地震情報、津波警報及び大津波警報などの津波情報、火山噴火予報及び警報などの火山情報、気象警報や竜巻注意情報などの気象情報を受信することができます。また、有事関連情報としましては、弾道ミサイルに関する情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報及び大規模テロ情報など国民保護情報を受信することができます。

現在配信されております23情報のうち、防災行政無線にどの情報を自動起動させるかは各地方公共団体に決定することとなっておりますが、津波警報、噴火警報、緊急地震速報、有事関連情報などの8情報については、全国瞬時警報システム業務規程において、自動起動が原則とされております。

本市におきましても、運用開始後、本年4月13日に発生しました淡路島地震におきましては、木市における実際の震度は2でありましたが、J-A L E R Tから緊急地震速報として愛知県西部に震度4の震度予測を受信しましたので、市内25カ所に設置しました屋外拡声子局から緊急地震速報を伝達いたしております。

また、今回の同報系防災行政無線の整備に合わせて、従来運用をしておりました移動系防災行政無線も新たに更新をいたしました。

移動系防災行政無線の更新に当たっては、従来は市の職員のみでの運用となっておりましたが、今回はM C A方式での無線の更新を実施しましたので、消防団を初め愛知県警碧南警察署警備課、西三河県民事務所防災保安課、衣浦東部広域連合高浜消防署など各関係機関にも無線機を配備することで、災害情報の伝達手段が大幅に改善されております。

続きまして、(2) 防災行政無線の多目的活用についてお答えいたします。

防災行政無線とは、官公庁で使用される、人命にかかわる通信を確保するために整備された専用の無線通信システムであります。最近では、テロなどの有事や大規模災害に備えて、防災無線のデジタル化の推進や、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の伝達手段として整備をされております。各市町村が整備をしております防災行政無線は、防災無線の系統の一つであり、各市町村が防災行政のために設置、運用するものであります。

本市においても、防災行政無線の整備に当たっては、無線のデジタル化及びJ-A L E R Tとの連携を図ってまいりました。

本来、防災行政無線の運用につきましては、テロや弾道ミサイル情報などの有事情報や津波情報や緊急地震速報など、情報を一斉に伝達するためのシステムであります。そのため、本来の運用目的においては、騒音公害は当然許容される性質のものではありますが、一部行政機関においては、緊急性、重大性、広域性の低い内容を地域住民に伝達するなど、防災行政無線の乱用により、騒音公害が問題となっております。

防災行政無線は環境音などと異なり、聞き流すことができない性質のため、特に耳ざわりとな

りやすい上、乳幼児を持つ家庭や夜間勤務で日中睡眠をとっている住民等にとっては深刻な実害となり、過去には住民から放送差し止めを求める訴訟を起こされている事例もあり、こうした実情に鑑み、防災行政無線の放送内容については慎重な運用が求められております。

また、緊急性、重大性、広域性の低い内容について防災行政無線を利用して伝達していると、聞き手である地域住民にとっては災害情報に対する注意力が弱まり、災害情報以外の情報を頻繁に放送すると、心理的に「またか」という影響を受けてしまいます。結果として、実際に災害が来ても誰も信用せず、被害を受けたり、被害が大きくなることが考えられます。

そのため、防災行政無線の多目的活用につきましては、気象庁から発表される気象関連情報と内閣官房が作成する有事関連情報を中心に情報伝達を行い、災害情報以外は動作確認のための試験放送を毎週日曜日の夕方に実施しております。

なお、災害情報の一環として、過日の総合防災訓練や地域の防災訓練では、同報無線を利用して訓練等の周知をいたしております。

最後に、（３）特別警報についてお答えいたします。

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、極めて甚大な被害が出ております。しかしながら、これらの災害において、気象庁は警報を初めとする防災情報により、重大な被害への警戒を呼びかけましたが、災害発生の危険性が住民及び地方自治体には十分に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例がありました。

中央防災会議防災対策推進検討会議においても、避難等の安全確保の的確な判断のために、災害の危険性や避難の必要性をわかりやすく伝えるなど情報提供方法の改善を図るべきであると平成24年7月31日の最終報告で改善要望がありました。

特別警報は、気象業務法第13条において、「予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う警報」と定義されており、災害発生の危険性をわかりやすく示すために用いられるもので、平成23年5月30日に公布された同法及び国土交通省設置法の改正により新たに設けられ、平成25年8月30日午前0時から特別警報の運用を開始いたしました。

特別警報は、従来の警報よりも警告レベルは高いが、法律上は警報の一部に位置づけられております。気象庁では、大規模な災害が切迫していることを伝えるために、特別警報の発表につきましては、従来の警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。

主な特別警報の発令基準につきましては、具体的な例といたしまして、大雨を要因とする特別警報では、48時間降雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値、これは高浜市では499mm、土壌雨量指数290を超過した5kmの格子が、県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合、もしくは、3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値で、これは高浜市では195mm、土壌雨量指数は29を超過した5km格子が県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合

に発表されます。過去の災害における大雨特別警報につきましては、平成12年9月の東海豪雨、平成23年台風12号及び台風15号、平成24年7月九州北部豪雨及びことし7月28日に起こった山口集中豪雨などが該当します。

しかし、平成20年8月末豪雨では、岡崎市において1時間降水量が146.5mm、岡崎市中央総合公園に設置された雨量計では1時間当たり152.5mmを記録しました。実際に、岡崎市では住宅被害は全壊4棟、半壊1棟、また床上浸水890棟、床下浸水1,610棟で、全体で2,500棟の被害がありました。局地的な豪雨であったため、先ほどの特別警報の発表基準の条件に該当していないため、特別警報には該当しないこととなります。

また、台風等を要因とする特別警報の指標では、伊勢湾台風級（中心気圧が930hPa以下、風速毎秒50m以上）の台風や、同程度の温帯低気圧が来襲する場合において、暴風、高潮、波浪に対して特別警報が発令されます。津波につきましては、高いところで3mを超える津波が予測される場合に、従来の大津波警報を特別警報と位置づけ、発表されることとなります。

特別警報が発令された場合には、気象業務法第15条の2に基づき、警報と同様に、行政機関や住民の防災対応を支援するため、特別警報の発表や解除の伝達システムが制度化されております。

本市におきましては、気象庁から特別警報が発令された場合は、防災メールにて特別警報を伝達してまいります。

8月30日午前0時より特別警報の運用が開始されましたが、従来の大津波警報が特別警報の位置づけされているように、一部では従来の各種警報に対して、それほど被害が大きくないのではとの誤解を与えております。気象庁は、特別警報が発令されたら、直ちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くすことを呼びかけております。

議員の御質問にもございましたが、一昨日の台風18号において、気象庁は8月30日の特別警報の運用開始以来初めて、京都府、滋賀県、福井県の3府県に大雨の特別警報を発表しました。また、気象庁は緊急記者会見で、「これらの地域では経験したことのないような大雨になっている。直ちに命を守る行動をとってください」と呼びかけております。

本市といたしましても、警報の発表時においても従来どおりの対処をとるとともに、特別警報の発表時にはさらに厳重な対処をとるようにし、住民に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在、特別警報はJ-ALERTとの連動はしておりませんが、消防庁と気象庁の間で調整が行われており、今年度末を目途に連携が可能になる予定であるとお聞きいたしております。

本市におきましては、ことし4月1日から運用を開始しております防災メールにおいて、特別警報の伝達ができるように既にシステムの修正は完了しておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 御答弁ありがとうございました。

東日本大震災では、南三陸町の防災センターの女性職員が最後の最後までマイクに向かって町民に退避を叫び続けて、とうとい命をささげられたという報道も皆さんの記憶にはあると思います。正しい情報を音声で市民に知らせ、行動させることが重要であるというふうに思っております。

本市の場合、万が一を考え、親局を市役所、補助局をいきいき広場に設置しておりますけれども、防災行政無線の使用に関する取り扱い方法、運営方法、管理方法、用途範囲、マニュアルなどの取り決めはされているのか、また、親局と補助局の操作方法等も多くの職員がマスターされ、いざ災害時には操作できるのかお聞きしたいと思います。

また、9月1日と9月11日に防災訓練及び試験放送等を行っておりますけれども、放送が聞こえにくいというような声が多くの方からありました。先にサイレンを鳴らすなり、音量調整をするなり、放送を繰り返す行など、情報に気づきやすい方法等の検討をお願いし、防災行政無線が有効活用されるようお願いしたいが、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の防災行政無線の運用方法等につきましては、本年4月1日から施行いたしました高浜市防災行政無線管理運営要綱において、無線局の目的、無線局の開局、通信訓練、定期点検等を規定いたしております。

次に、操作方法等の親局、副局のところでございますが、都市防災グループのほうに親局がございまして、職員6名と臨時職員1名、合計7名がおります。同報無線の操作ができる職員の者でございますが、トヨタ生産方式でいいます星取表であらわしますと、現状では、「全く操作できない」という者が3名、「少しできる」が1名、「ほぼできる」が1名、「1人でできる」が1名、「人に教えられる」が1名という状況でございます。今後、グループ内で操作研修等を行い、同報無線の操作ができる職員をふやしていきたいと考えております。副局でありますいきいき広場のほうにつきましては、納品のときに操作説明を行っておるということで、その後の都市防災グループによるメンテナンスがされておられませんので、副局のほうでも一人でも多くの職員が操作できるように、今後研修等も計画をしていきたいと考えております。

次に、防災行政無線の放送が聞こえにくい状況であるので、放送に気づきやすい方法等の検討でございますが、防災行政無線による音声放送、音達エリア半径約200mから300mは、モーターサイレン、こちらは音達エリアが半径約1km、と比較いたしますと、その音達エリアは小さく、また部屋の窓を閉めておきますと、最近の住宅は気密性が高いため、聞こえにくいという状況もあると思います。9月11日に実施いたしました消防庁による全国一斉の緊急情報の伝達訓練では、放送内容や放送方法が国によって指定されておりますので難しいところがありますが、総合防災

訓練の周知のための市が独自で放送する場合には、議員から御提案のあったように、モーターサイレンを先に鳴らし、その後音声放送を繰り返し放送するなど、放送方法について検討させていただき、改善していきたいと考えております。

また、防災行政無線は市内全域をカバーしておりませんので、補完する意味を含め、本年4月1日より運用を開始いたしました防災メールの登録、また、現在有償配布の準備を進めております防災ラジオの活用につきましても周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） いろいろありがとうございました。

防災行政無線は、緊急時の放送も含め、災害を未然に防ぐためのものであるはずですが、また、操作方法等についても、多くの職員がマスターしていくことが本来の姿であるべきというふうに考えております。今回の台風18号で、避難人口に対し京都では0.9%、福知山では1.9%と、避難された方が非常に少ないと。その理由は、命を守る行動はどうしたらよいかわからないとか、避難場所がわからないなどの情報提供がうまく伝わらなかったという報道がされていました。

東海・東南海・南海大地震の発生が懸念される今日、当局は防災行政無線の活用方法について英知を絞り、地域住民の皆様にごでき得る限り役立つ情報は大いに発信していただき、市民の安心・安全に努め、地域に貢献できるように検討されることを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） すみません。先ほど私、答弁の中で申し上げたところに誤りがございましたので、1点訂正をさせていただきたいと思っております。

特別警報のところ、3時間降雨量、土壌雨量指数ということで、高浜市の部分を申し上げました土壌雨量指数を29と申し上げましたが、これは290の間違いでございますので、おわびをさせていただいて訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） きのう、豊田町三丁目の工業系の用地の取り扱いについて回答があったんですけども、地権者のほうから、昨年以來全く来ていないということで、どうなっておるかというような苦情が二、三件、私のほうにございました。とにかくやるということで進めておる限り、地主さんとの関連性を常に持っていただき、今後の計画を推進してもらいたいと思っておりますけれども、そこら辺どのように考えておるのか。この前の前回のあれでは、ことしから何うという

ようなことを申されたと思いますけれども、全く1年間行っていないということも言われました。そこら辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 今御質問の件につきまして、私どものほうにもそういったお声は頂戴しております。そういったことを受けまして、まずもってこの平成24年度に実施をさせていただきました検討結果のほうの業務報告、結果の報告につきまして、この9月の中旬ごろからまた地権者の方に回させていただいております。その際に、また改めまして行政といたしまして、この工業用地に向けて具体化していくことの確認ではないんですが、そういった御説明をさせていただくとともに、改めて地権者の意向のほうをまた今確認させていただいておるといふ状況で、今現在、約半数以上は、半数を少し超えたぐらいの地権者の方にはもう回っている状況でございます。早急に残りの部分も回っていきたいというふうには考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月20日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時50分散会
